

# 平成 30 年度「地域環境活動を広げる府民共同発電補助事業」に係る公募要領

大阪府では、公益的施設における太陽光発電の導入と、地域での環境活動等を行う公益的団体の活動を支援するため、NPO等が、一部寄付等を募って太陽光発電設備を公益的施設に設置し、その施設と連携して環境活動等を行う取組みに対して、費用の一部を補助する事業を実施します。

## 1 事業の趣旨・目的

大阪府においては、「おおさかエネルギー地産地消推進プラン」を策定し、再生可能エネルギーの導入を推進しています。なかでも府域では太陽光発電の導入が有望ですが、国の固定価格買取制度の買取価格低下等の状況から大規模な太陽光発電事業が成立しにくい状況が見込まれ、今後は自家消費を主目的とした中小規模の設備導入など、新たな展開が求められています。

一方、NPOをはじめとした公益的団体には、資金調達、人材確保、活動拠点の不足等により、思うように活動を展開できないといった課題があります。

そこで、これらの課題に対応するため、公益的施設（例：小学校、幼稚園、社会福祉施設等）に太陽光発電を設置し、その余剰売電収入等を活用して、施設と連携して活動を行うNPO等を公募し、太陽光発電の設置に係る経費の一部を補助します。

なお、戸建住宅が少なく、自ら太陽光発電を設置できない府民も多い状況を踏まえ、実施にあたっては費用の一部について府民等から寄付・出資等を募ることとします。

## 2 補助対象事業

次の要件を満たす事業を対象とします。

- (1) 府内の公益的施設（公共施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、その他の公益的施設）に太陽光発電設備を設置すること。（中古品を除く）  
※太陽光発電設備で発電する電力は、主として公益的施設において使用するものとします。  
（固定価格買取制度については「余剰買取」のみ認めます。）
- (2) 設置に要する費用のうち、補助団体の初期負担額（対象経費から当補助金を差し引いた額）の10%以上を、10者以上の府民等からの寄付又は出資によるものであること。
- (3) 設備設置後5年間、公益的施設と連携して環境活動を含む連携活動等を計画的に実施すること。施設のスタッフや入所者等と連携していれば、実施場所は施設外でも構いません。  
（毎年、発電量や連携活動の実施状況等を報告していただきます。）

## 3 補助内容

- (1) 補助予定件数

2件

- (2) 補助金額・補助率

1件あたり補助対象経費の2分の1（上限100万円）

※国等の補助金を併用する場合や公益的施設の所有者等からの拠出金がある場合は、これらの額を補助対象経費から差し引いて算出します。（次ページ図参照）

※初期負担額を超える寄付等を確保した場合には、超過分に応じて補助額を減額します。

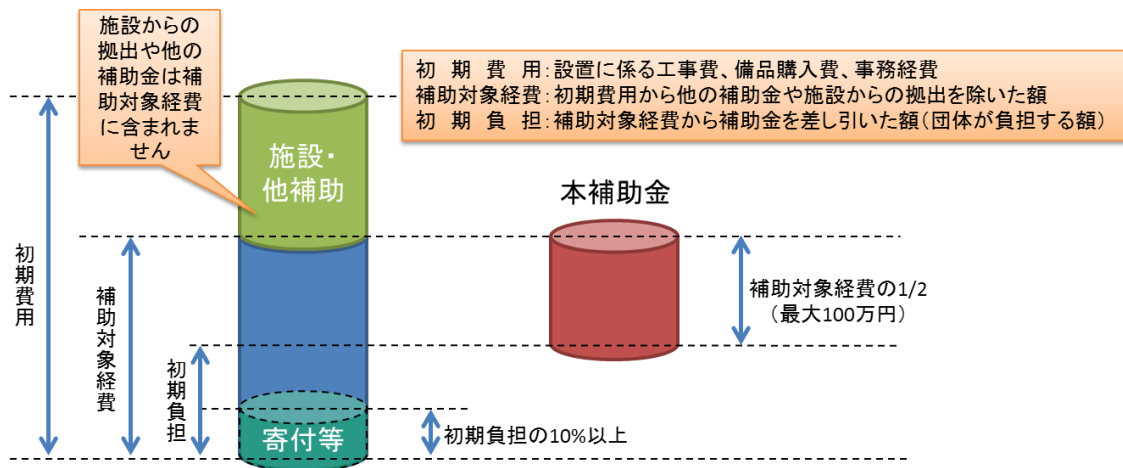


図 補助額や寄付金等の割合

#### 4 募集期間

平成30年3月26日(月)～平成30年6月29日(金)

#### 5 補助対象者

公募事業の実施主体(応募できる方)は、次の要件を満たす公益的団体とします。

- (1) 団体の本拠として府内に事務所等を有し、主として府内で活動していること。  
(特定の事務所を持たない団体は、代表者の住所等を事務所とみなすことができます。)
- (2) 定款又はこれに類する規約等を有し、代表者が明らかであること。
- (3) 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること。
- (4) 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
- (5) 団体の活動の主たる目的が、宗教活動や政治活動でないこと。
- (6) 団体及び構成員が、次に該当する者でないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員もしくは大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者、並びにそれらの利益となる活動を行う者

イ 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者

ウ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者

※過去に本補助金の交付を受けたことのある団体も応募できますが、事業計画書において過去の事業との違いについて明確にして頂いた上で、本事業の趣旨を踏まえて審査します。

## 6 補助対象経費

事業実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、補助金交付決定以降に、契約、発注、購入等を行い、事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる次に掲げる経費を補助の対象とします。

対象経費	内容
工事費	本工事費及び付帯工事費 (事業の実施に必要な不可欠な配管・配電、防水工事等の工事に必要な経費を含む。)
備品購入費	事業に必要な機械装置等の購入、据付等に必要な経費 (土地の取得及び賃借料を除く。)
事務費	補助事業及び地域環境活動の実施について、点灯式開催等の地域住民等に啓発するために必要な諸経費、太陽光発電設備を設置していることを啓発する事業PRパネル等の作成費用等 (ただし、工事費及び備品購入費の合計額の5%を上限とする。)  ※寄付等を集めるための諸経費は、交付決定前に発生する経費となるため、補助対象経費には計上できません。

## 7 事業実施の流れ

事業時期	内容	
	大阪府	応募者
3月26日 ～ 6月29日	事業計画書の受付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公益的施設の確保</li> <li>・ 事業計画書及び必要書類の作成・提出</li> </ul>
8月頃	応募事業の審査・選定 補助対象事業の採択・通知 (不採択の場合も通知します)	
通知を受けた日 から60日以内		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄付金・出資金の募集</li> <li>・ 補助金の交付申請</li> </ul>
交付申請を受け た日から30日以内	補助金の交付決定・通知	
交付決定を受け た日以降		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光発電設備の設置工事の契約締結</li> <li>・ 工事の実施</li> <li>・ 点灯式の開催や事業啓発パネルの作成等</li> </ul>
事業完了後30日 以内又は平成31 年3月15日のい ずれか早い期日 まで		実績報告書の提出 (工事代金領収書の写し等を添付)
実績報告後速や かに	完了検査	
完了検査後、問 題が無ければ速 やかに	補助金額の確定・通知	
補助金確定通知 を受けた後速や かに		補助金の請求
補助金の請求を 受けた後速やか に	補助金の支払い	

※事業完了後、翌年度から5年間、提出した事業計画書に基づいて施設と連携した環境活動を行うとともに、発電実績とともに、その結果を府へ毎年報告する必要があります。  
(計画通りに実施されない場合は補助金返還の対象となりますのでご注意ください。)

※工事代金の支払いにおいて補助金相当額の立替えが困難な場合には、概算払を受けることができます。(工事完了等について府の確認を受ける必要があります。) 交付申請時に書面で申し出ることができます。

※支払いを証明する領収書は、あて名に団体名が明記されているものに限りです。

## 8 応募の手続き

### (1) 応募書類の受付

#### ア 受付期間

平成 30 年 3 月 26 日（月）から平成 30 年 6 月 29 日（金）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 10 時から午後 5 時まで）

#### イ 提出方法

書類は郵送、持参の方法で行ってください。  
（併せて電子データも提供いただきます。）

#### ウ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

### (2) 応募書類

#### ア 事業計画書（補助金交付要綱 様式第 1 号）

#### イ 定款、寄付行為又は規約等

#### ウ 事業実施予定箇所の位置図

#### エ 事業実施予定箇所の現況写真

（事業実施箇所が確認できるように 2 方向から撮影したもの）

#### オ 対象設備の仕様書

#### カ 補助事業に要する費用の内訳が記載された見積書の写し

#### キ 要件確認申立書（様式第 3 号）

### (3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

### (4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

### (5) その他

書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が修正等を求める場合を除く）。

## 9 質問の受付

### (1) 受付期間

平成 30 年 3 月 26 日（月）から平成 30 年 6 月 15 日（金） 午後 5 時まで

### (2) 提出方法

電子メール（アドレス：eneseisaku-02@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

#### ア 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 10 時から午後 5 時まで）

#### イ 質問への回答は、エネルギー政策課ホームページに掲載し、個別には回答しません。

（HP アドレス：http://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/fumin-kyodo/）

## 10 審査の方法

### (1) 審査方法

- ア (2) の評価の基準に基づき、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会出席委員による審査を行い、部会としての評価点を決定し、その結果を踏まえ、大阪府知事は原則として高得点の事業から上位2事業を補助対象候補として決定します。
- イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知します。
- ウ 審査の結果、部会としての評価点が、合計で60点未満(100点満点)となった事業は、原則として採択しません。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

## (2) 審査・評価の基準

審査項目	評価の基準	配点
① 公益的団体の活動状況	・地域における環境活動を積極的に実施しているか。 ・団体が予定している活動内容に積極的な環境活動が含まれているか。	20
② 事業手法の適切性	・経費に妥当性があるか。 ・計画に実行性があり、景観等の環境面に配慮されているか。	20
③ 事業内容の環境保全・創造への寄与	・計画している環境活動が、地域環境の保全・創造につながる行動となっているか。	20
④ 波及・PR効果	・広く府民に対して、太陽光発電導入への波及やPR効果が期待できる計画となっているか。	20
⑤ 地域からの支持	・複数の地域団体との連携や、幅広い主体からの協力等、地域に支持された計画であるか。	20
評価点合計		100

## (3) その他

次に該当する場合は、審査の対象から除外します。交付決定後に判明した場合は決定を取り消し、交付済みの補助金があれば返還を求めます。

- ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 本要領に違反又は著しく逸脱した場合
- エ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

## 11 協力していただきたいこと

- (1) 環境交流パートナーシップ事業への団体登録  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/partnership2/index.html>
- (2) 環境交流パートナーシップ事業 SNS のフォロー  
 Facebook: <https://www.facebook.com/大阪府環境交流パートナーシップ-1554593858175525/>  
 Twitter : [https://twitter.com/osk\\_env\\_ps?lang=ja](https://twitter.com/osk_env_ps?lang=ja)
- (3) STOP! 温暖化 おおさかメールマガジンの配信登録  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/sgom/index.html>
- (4) 交付決定を受けた場合は、事業完了後に行う施設と連携した環境活動で使用するチラシ・ポスター・冊子(報告書等)に「大阪府地域環境活動を広げる府民共同発電補助事業」である

ことを明記。

## 12 その他

- (1) 交付決定した事業については、活動状況等を随時調査します。
- (2) 事業完了後に行う施設と連携した環境活動にて実施するイベント等は、大阪府が後援することができます。(申請手続要)
- (3) 大阪府エコアクションキャラクター「モットちゃん・キットちゃん」のイラストをチラシ等で使えます。また、着ぐるみをイベント等に貸し出すことができます。  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/katsudo/motkit.html>

## 13 問い合わせ先・書類提出先

大阪府 環境農林水産部 エネルギー政策課 環境活動推進グループ

所在地：〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー) 22階

電話：06-6210-9549

FAX：06-6210-9259

E-mail：[eneseisaku-02@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:eneseisaku-02@gbox.pref.osaka.lg.jp)

## 記入例

様式第1号（第8条関係）

日付を記入して提出する

平成 年 月 日

大阪府知事 様

提出者

住 所  
団体名  
代表者名

定款・規約等の団体名を記載し、略称や愛称で記載しないこと。  
(NPO と書くのではなく、特定非営利活動法人と書くこと)

印

定款・規約等の役職名を付して記載

大阪府地域環境活動を広げる府民共同発電事業計画書

標記事業を行いたいので、大阪府地域環境活動を広げる府民共同発電事業補助金交付要綱第8条に基づき、関係書類を添えて提出します。

関係書類

- (1) 定款又はこれに類する規約等
- (2) 事業実施予定箇所の位置図
- (3) 事業実施予定箇所の現況写真（2方向から撮影したもの）
- (4) 対象設備の仕様書←**工事の仕様書、機器リスト、配置図面など**
- (5) 補助事業に要する費用の内訳が記載された見積書の写し
- (6) 要件確認申立書（様式第2号）



1 事業の概要

事業の名称			
事業の目的及び内容		<b>公益的施設に太陽光発電を設置する意義や、団体が考えていること、事業への意気込み等を記載する。</b>	
事業を実施する施設 (太陽光発電設備を設置する場所)	名称	<b>スペースが足りない場合は、枠を広げて書く。</b>	
	所在地		
	建築時期	<b>太陽光発電を設置する公益的施設の建築年月日</b>	
	種類(使用目的)		
	定員等(施設規模)		
	施設概要		
事業を実施する施設の所有者、管理者又は占有者(当該施設の管理等に関する権原を有する者)	区分	所有者 ・ 管理者 ・ 占有者	
	氏名又は名称		
	代表者名		
	住所		
設置する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値(小数点第3位切り捨て)		kW	
太陽光発電設備設置工事の着工及び竣工予定年月日	着工：平成 年 月 日 竣工：平成 年 月 日		
交付を受けようとする補助金額及び算出基礎	①	補助事業総額	円
	②	国等による補助金	円
	③	公益的施設の所有者等の拠出金	円
	④	①－②－③	円
	⑤	④×1/2(1,000円未満切捨て)	円
	⑥	補助金交付申請予定額	円
併用する補助制度の名称、実施団体名及び補助金の見込額 (補助金の算定根拠を示すこと。)			

**金額の間違いに注意**

## 2 団体に関する事項

団体名		代表者名	
団体の所在地	〒	電話番号	
組織	(役職員)	(団体構成員・会員数)	
直近の年間収益額	円 (うち寄付額 円)		
団体としてのこれまでの地域活動の実績	<b>今までの活動がわかるもの(イベントのチラシ、会報、ニュースレター、ホームページなど)を資料として添付する。</b>		
団体としての今後の活動予定			

## 3 補助対象事業の収支予算

収入	科目	金額	内訳
	寄付金	円	寄付者数 者
	出資金	円	出資者数 者
	(小計)	円	者
	初期負担額に対する割合	%	
	本補助金	円	
	国等の補助制度による補助金	円	
	公益的施設の所有者等の拠出金	円	
	自己負担金		
	(小計)	円	
	合計	円	
支出	工事費	円	<b>事務費は、具体的な啓発に必要な諸経費の内容(パネル作成費、印刷費、消耗品費など)を内訳欄に記載</b> (工事費 円 + 備品購入費 円) × 5% = 円
	備品購入費	円	
	事務費	円	
	(小計)	円	
	その他補助対象外経費	円	<b>5%を超える事務費は、その他補助対象外経費に記載</b>
	合計	円	

※1 収入及び支出の合計は一致していること。

※2 工事費：本工事費および付帯工事費（補助事業の実施に必要な不可欠な配管・配電、防水工事等の工事に必要な経費を含む）

備品購入費：（補助事業に必要な機械装置等の購入、製造、修繕又は据付等に必要な経費（土地の取得及び賃借料を除く。））

事務費：補助事業及び地域環境活動の実施について、地域住民等に啓発するために必要な諸経費等（ただし、工事費及び備品購入費の合計額の5%が上限）

#### 4 環境活動の計画

施設以外に連携する予定の団体等	名称・代表者名	
環境活動について (1)	活動場所	
	頻度・規模	
	内容	<b>公益的施設とどのように連携して、環境活動を実施するのかを記載する。連携していれば、実施場所は施設外でも可</b>
環境活動について (2)	活動場所	
	頻度・規模	
	内容	<b>(1)と同様</b>
太陽光発電の普及啓発に関する活動について	ホームページ、 広報誌等による 広報の内容・ 頻度・規模等	
	イベント、見学会等 の内容・頻度・規模 等	
	その他の内容・ 頻度・規模等	
過去に交付決定を受けた事業との違い (過去に本制度に基づき補助金の交付を受けたことがある場合に限る)		